

平成 19 年 3 月 12 日

## 「提言書」

日本商工会議所

会 頭 山口 信夫 様

日本商工会議所青年部

会 長 國枝 恭二

政府は、2006年11月の月例経済報告で基調判断を下方修正しつつも、2002年2月に始まった今の景気拡大が、1965年から70年まで57ヶ月間続いた「いざなぎ景気」を抜いて、戦後最長になったと判断、報告しました。

しかし、この好景気は、米中の好調な経済や企業の積極的なリストラ策がその背景にあることは明らかであり、実質経済成長率を見ても、いざなぎ景気期間が年平均11.5%だったのに対し、今回の景気では2.4%にとどまるなど、経済の伸びの勢いが極めて鈍く、国民の多くは景気回復を実感するまでには至っていません。くわえて、賃金水準の切り下げや正規雇用からパートや契約社員への置き換えが進んだことで労働配分率は下降線をたどり、多くの国民の暮らしはギリギリのところにあります。政府の月例経済報告が基調判断を下方修正したのも、個人消費関連指標が弱いことに依拠しているものと思われま す。

また、大企業と中小・零細企業、都市と地方、業界別に目を転じても、景気回復は一部の大企業（特に製造業）、そして大都市に偏り、中小・零細企業（特にサービス業）や地方には及んでおらず、社会格差の拡大も指摘されるなど、経済全体の健全な体質改善が進んだとは言えない現状にあります。

今年度、日本商工会議所青年部（以下日本YEG）は、『地域が創る日本の未来、故郷の新しい風YEG』をスローガンに掲げ、会長所信では、「日本経済の根幹を支え、企業を育み、不安のない生活や教育を提供し、将来を担う若者を育てるのも、“地域”というコミュニティの大切な役割であり、地域経済を支える中小企業の役割である。地域が地域としてしっかり経営されてこそ、故郷がある日本こそ、本当に愛すべきこの国の姿である」として活動を展開してまいりました。また、このスローガンと所信は、山口会頭から日本YEGに寄せられた「健全な日本の発展は、元気な中小企業によって支えられる」とのメッセージとも合致するものであると確信いたします。

前掲を踏まえ、日本YEGは、地域の声を活動に反映させるべく春のブロック会長会議並びに秋のブロック大会開催に併せ、全国400単位商工会議所青年部会長との意見交換の場を設けました。この中で、多くの中小・零細企業が抱える課題として中小企

業の事業承継（相続）制度 金融の円滑化および信用保証制度 - などの改善に向けた実効性ある取り組みを期待する声が数多く寄せられました。これを受け、日本Y E Gでは、学識経験者・国会議員・専門コンサルティング会社・所轄官庁・日商担当部署との勉強会や意見交換会を重ねながら、当該制度に関する調査・研究を進め、以下の提言を提出させていただきに至りました。

つきましては、日本商工会議所におかれましては、当該問題に関する積極的な調査・検討・精査を実践していただき、政府並びに関係機関へ建議・陳情していただきますようお願い致します。

以下、日本Y E Gとしての提言を記載いたします。

---

## 提言 1

### 相続税の非課税

中小企業（非上場）の後継者が事業を承継する場合、相続した自社株式に対する相続税を、非課税（売却した場合を除く）としていただくようお願いいたします。

国内の中小・零細企業は、企業数で全体の9割以上、雇用では約7割を占め、日本経済の礎であることは言うまでもありません。また、優れた技能・技術を有する中小・零細企業も多く、日本経済が継続的発展を持続するためには、中小・零細企業が健全に発展していくための環境整備が欠くべからざるファクターであると言えます。

そのような視点に立脚するとき、多くの中小・零細企業の存続を圧迫する事業承継制度の見直しは喫緊の課題と言えます。

平成17年10月、中小企業庁は「事業承継協議会」を設立し、中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的な検討を行い、平成18年6月には、中小企業の円滑な事業承継のための手引きである「事業承継ガイドライン」を策定・公表されたことは記憶に新しいところです。また、自由民主党経済産業部会中小企業調査会でも中小企業に関する緊急決議のなかで「事業継承を円滑化するために中小企業関係税制の充実・強化を図ること」を決議しました。

日本Y E Gとしては、こうした国や政界の動きにも呼応しつつ、もう一段踏み込んだ現行制度の改善を強く望む立場から、日本商工会議所が標記の提言を積極的に推進していただくことを提言いたします。

---

## 提言 2

### 第三者個人連帯保証の原則撤廃

中小企業が金融機関から融資を受ける際の「第三者個人連帯保証」の原則撤廃をはじめ、中小企業金融の円滑化および信用補完制度全般の見直しと改善をしていただくようお願いいたします。

安倍首相は、所信表明の中で、内閣の重要課題として総合的な「再チャレンジ支援策」の推進を表明しました。しかし、今の日本に目を転じると、欧米諸国に比べ挑戦する人に厳しい社会構造になっています。とりわけ、経済分野の諸制度も、「経営に失敗しないことが善で、失敗は悪である」との概念によって組み立てられたものが多く、失敗を経験として評価される欧米とでは大きな開きがあります。

このことを端的に示す制度として不動産担保や保証人に依存した融資制度、とりわけ第三者個人連帯保証があります。現行制度には、債務による自殺者の数が年間で約8,000人、これに支払われる保険金が約2兆円に及ぶなど、広義で悲劇的な社会現象を生む最大の根源といった問題も内包しています。また、一方で「連帯保証制度は金融機関の能力を低下させ、経営監視のインセンティブを弱めるため長期的に倒産・自己破産を招きやすい体質を温存する」（瀬尾佳美青山学院大学助教授）と指摘する声もあります。

平成18年度に、中小企業庁から全国の保証協会に対し「第三者連帯保証」の原則撤廃の指示がなされるなど新たな動きも出ていますが、日本YEGとしては、前掲のような悲劇が繰り返されないためにも、土地担保至上主義とならぶ日本の金融の害悪ともいえる第三者個人保証を原則撤廃し、その上で、中小企業金融の円滑化に支障が出ず、かつ再チャレンジ・やり直しできる文化を醸成できるような新たな中小企業金融の信用補完制度制定・システム構築に向けて、日本商工会議所が関係機関と調査・精査・検討し、国・行政等に提言・提案していただくよう強く要望するものであります。